短期入所療養介護　運営規程　記載例

|  |  |
| --- | --- |
| **短期入所療養介護　運営規程**   1. この規程は、○○法人○○が開設する「介護老人保健施設○○」（以   下「施設」という。）が行う指定短期入所療養介護〔介護予防短期入所療養  介護〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員  及び管理運営に関する事項を定める。  （事業の目的）   1. 施設の従業者が、要介護状態〔介護予防にあっては要支援状態〕にあ   る高齢者に対し、適正な短期入所療養介護〔介護予防短期入所療養介護〕を  提供することを目的とする。  （運営方針）   1. 施設の従業者は、要介護者[要支援者]の心身の特性を踏まえて、その   有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的  管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の  世話を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の  身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。  ２ 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。  ３ 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護事業者、地域包括支援センター、地域の保健・福祉・医療サービス事業所との綿密な連携を図る。  （施設の名称等）  第４条　施設の名称及び所在地は次のとおりとする。  　（１）名称 　介護老人保健施設○○  　（２）所在地 奈良県●●市●●町＊＊－＊  （従業者の職種、員数及び職務内容）  第５条　施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。  （１）管理者　１人  管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。  （２）医師　○人  　　　　医師は、入所者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。  （３）薬剤師　○人  薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、入所者に対し服薬指導を行う。  （４）看護職員　○人以上  　　　　看護職員は、入所者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。  （５）介護職員　○人以上  介護職員は、入所者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。  （６）支援相談員　○人以上  支援相談員は、入所者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行う。  （７）理学療法士・作業療法士・言語聴覚士　○人以上  理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護職員と共同してリハビリテーション実施計画書を作成し、リハビリテーションを提供する。  （８）栄養士　○人以上  　　　　栄養士は、給食の献立の作成、入所者の栄養指導、調理員の指導等を行う。  （９）介護支援専門員　○人以上  　　　　介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。  （事業の内容）  第６条　サービスの内容は、以下のとおりとする。  （１）医療及び看護  （２）食事の提供  （３）入浴、排泄等の介護  （４）離床、着替え、整容等の日常生活上の世話  （５）機能訓練  （６）健康・栄養管理  （７）相談、援助  （８）送迎  （通常の事業実施地域）  第７条　通常の事業実施地域は●●市、●●市（●●町、●●＊丁目を除く）  とする。  （利用料等）  第８条　短期入所療養介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労  働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所療養介護サービスが法定代理受領であるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。  ２　滞在費　　ユニット型個室　１日○○○○円  　ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認  定証」に記載されている負担限度額とする。  ３　食費　１日○○○○円  （朝食○○○円、昼食○○○円、夕食○○○円）  ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認  定証」に記載されている負担限度額とする。  ４　送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く）　○○○円  ５　厚生労働大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な個室を利  用した場合の利用料　１日○○○円  ６　厚生労働大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な食事の提  供に要する費用　１食○○○円  ７　理美容代　○○○円  ８　日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者が負担すべき費用は、その実費を徴収する。  ９　第２項から前項までの費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に当該サービスの内容及び費用についての説明を行い、同意を得ることとする。  （サービス利用にあたっての留意事項）  第９条 指定短期入所療養介護の利用にあたっての留意事項は次のとおりとする。  （１）共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をすること。  （２）火気の取扱いに注意すること。  （３）けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。  （４）その他管理上必要な指示に従うこと。  （事故発生時の対応）  第１０条 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した  場合は、損害賠償を速やかに行う。  （非常災害対策）  第１１条　施設は、水害・土砂災害を含めた非常災害に備えるため、防災計画  等を作成し、利用者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものと  する。  ２　防火訓練計画により年２回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行う  ものとする。  ３　施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。  (虐待防止に関する事項）  第１２条　施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。  （１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る  （２）虐待防止のための指針の整備  （３）従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施  （４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置  （その他運営に関する留意事項）  第１３条 施設は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。  　 （１）採用時研修 採用後●カ月  　　 （２）継続研修 年●回  ２　施設は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的に実施するととも  に、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症  が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。  ３　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。  ４　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。  ５　施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。  ６　施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。  ７　サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。  ８　施設は、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間は、サー  ビス提供の日から５年間とする。  ９　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、○○法人○○と  施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。  附則  　この規程は、平成●●年●●月●●日より施行する。  　この規程は、令和●●年●●月●●日から施行する。 | ・介護予防サービスを行っている場合はその文言も入れる。  ・「○名」という表記の場合、従業者数が変わるたびに運営規程を変更しなくてはならない。「人員基準上必要な数＋以上」という書き方を推奨  ・利用定員に対して必要な従業者数を記載すること。  ・介護老人保健施設等本体施設と同内容を記載して差し支えない。  ・市町村名、字名等で客観的に記載。（利用者とのトラブル防止のため。）  ・飛び地の設定は不可。  ・法定代理受領サービスの場合の利用料と、そうでない場合の利用料を定める必要がある。「利用料の記載例」を参照。  ・「日常生活費等の取扱い」を参照。  ・消防法において防災訓練の年２回以上実施が定められている。  ・第１２条各号については令和６年３月３１日までに必ず定めること。  ・開設予定日を記載。  ・運営規程を変更するたびに、変更日が分かるよう附則を付け足していく。 |